

令和7年度 印南町教育計画



印南小学校運動会

 印南町教育委員会

〒649-1534

和歌山県日高郡印南町大字印南 2009-1

TEL 42-1700 / FAX 42-1577

メール: kyoiku@town.wakayama-inami.lg.jp

目次

1、教 育 方 針	2
基 本 方 針	
教 育 目 標	
2、家庭教育・幼児教育について	4
3、学 校 教 育 に つ い て	8
4、社 会 教 育 に つ い て	16



統合中学校建設記念イベントの様子

※基本方針

「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行なわれなければならない」とする教育基本法やこども基本法を基本理念として、第6次印南町長期総合計画前期基本計画（令和3年）、子ども・子育て支援事業計画「みんなが輝く『いなみっ子未来プラン』（令和7年）に沿った、家庭教育、幼児教育、学校教育、社会教育をとおして連続性・系統性のある印南町の教育を展開します。そのために、幼児教育、学校教育の質の向上をめざして、3歳児から義務教育化し、中学校卒業までの義務教育12ヵ年事業の充実に努めます。教育は、子どもの持てる力を引き出すことであり、認定こども園と小学校、中学校との連続性、系統性を大切にし、自律と自立を育み、小学校から始まる教科学習へとつなげてまいります。新しい生活様式の中で、不易と流行を大切に、町民や子供たちの健康・安全を守り、より充実した保育・教育活動を進めてまいります。

家庭教育・幼児教育では、10の育てたい姿を指標として、生きる力の基礎となる健康な体づくり、愛情で育まれる豊かな心、基本的な生活習慣・生活規範を育むとともに、集団生活を通して人との係わる力や興味・関心、好奇心、探究心、集中力、挑戦力、忍耐力等を育て、自ら学ぼうとする力の育成を目指します。

学校教育では、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和の取れた教育を推進し、町民から信頼される学校教育の確立と学校・家庭・地域社会が連携協力したコミュニティ・スクールを展開し、変化の激しい社会の動向にしっかりと目を向け、新しい時代を切り開いていく心豊かでたくましい子どもの育成を目指します。少子化の中で、安全・安心、子供たちにとってよりよい教育環境、学習環境の整備を行うため中学校の統合を進めます。その上で、統合を先取りし、英語教育の充実のために、こども園から中学校までの連続性を推進するために、ALT2人体制を図るとともに中学校3年生の英検3級への挑戦を支援します。また、子育て世代の負担を軽減するため、小中学校の給食費の無償化を本年度も継続します。さらに、EXP02025 大阪・関西万博「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとして開催されるに当たり、中学生を無料招待します。

社会教育では、生涯学習のまちづくりをめざして、住民の自主的な社会参加活動を支援すると共に、多様化・高度化する学習ニーズを把握し、学習機会の確保、学習情報の提供を充実し、印南町の恵まれた「自然」「歴史」「文化」などの学習資源を有効活用して人間性豊かなまちづくりを目指します。また、町の宝である文化財の保存、町民の文化活動の推進、体力向上や健康な体づくりの充実に努めて参ります。

これらの教育目標に則り、感謝する心、思いやる心、公共心の育成を大切に、「豊かな心・自立心を育む子育て 教育の郷 いなみ」「住みたい 住み続けたいと感じられる魅力あふれる郷 いなみ」を推進します。

<教育目標>

家庭教育・幼児教育を充実します

● 「健康な体」「豊かな心」「生活習慣・生活規範」を育むため

- 1 「いなみっ子応援隊」の充実
- 2 家庭教育支援の充実
- 3 認定こども園の支援と指導
- 4 園小中連携 義務教育 12 ヶ年事業の推進

学校教育を充実します

● 「確かな学力」「豊かな心」「健康な体」を育むため

- 1 自ら考え、判断し、表現する力など確かな学力の向上
- 2 体力の向上と食育の推進
- 3 豊かな心の育成と一人ひとりが大切にされる集団づくり
- 4 園小中連携 義務教育 12 ヶ年事業の推進
- 5 ICT 教育、GIGA スクール構想の推進
- 6 安全安心な学校づくりと教育環境の整備・充実（中学校統合の推進）
- 7 英語教育の推進
- 8 地域とともにある学校づくり



社会教育を充実します

● 「生涯学習」のまちづくりをめざして

- 1 社会教育の充実
- 2 文化意識の高揚と伝統文化の継承
- 3 人権の尊重
- 4 読書のまちづくりの推進
- 5 生涯学習施設の整備
- 6 スポーツ・レクリエーション活動の振興



家庭教育の充実

教育基本法第十条に、家庭教育の条項が設けられており、それには、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和の取れた発達を図るよう努めるものとする。国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と謳われています。

すべての教育の出発点は家庭教育にあり、最も重要な教育です。そして本来、子育てとは、子どもに限りない愛情を注ぎ、日々成長する子どもの姿に感動し、親が親として共に成長していく喜びと生きがいをもたらす営みであります。核家族化の進展、女性の社会進出等による共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化などにより子育てに対する不安やストレスを生み、今、家庭の教育力の維持向上が必要です。

本町では、「ときめく子どもたちの未来のために」の基本理念をもとに「子育てするなら印南町」の実現を目指して、子育て支援・子育て環境の充実を図り、子どもを取り巻く家庭、地域が共に支え育ちあい、成長しながら、すべての子どもの笑顔が輝くまちづくりを推進します。家庭教育に関する学習機会の提供や子育てサークルの育成支援などを通して、活き活きと親子がふれあい、子どもが親に寄せる思いをしっかりと受け止められ、子どもへ注ぐ愛情を確かめ合えるよう進めます。また、基本的な生活習慣の確立と健康な身体の育成の大切さへの認識を深めるとともに、家庭の教育力向上を進めて行きます。



ひまわり教室（令和7年2月21日）

1 「いなみっ子応援隊」を充実します

子育て家庭の孤立を防ぎ、子育てへの不安や負担感を軽減・解消するとともに、子育てに関する情報の提供と管理を一元的に行えるよう、子どもの健やかな成長に携わる支援チーム「いなみっ子応援隊」のネットワークの充実を図り、子育て、親育ちの喜びを実感できるよう支援に取り組みます。

—令和7年度重点施策—

「いなみっ子応援隊」のネットワークの充実



読み聞かせ（令和6年6月24日）

2 家庭教育支援の充実を図ります

「いなみっ子交流センター」を、家庭教育支援の拠点とし、現在実施している育児教室（ひまわり教室）、子育てサークル支援を充実するとともに、保護者の就業形態の多様化などを踏まえ、小学校児童が地域において安心して過ごせるよう、インクルーシブ学童保育の充実を図ります。さらに、いなみっ子交流センター長を配置し、平日も開所する等開所時間を拡大することで、子どもと親が気軽に集い、交流を図ることや情報交換等ができる場の環境の整備に取り組みます。

また、地域の方の参画を得て、学習支援や体験・交流活動を実施することで、子どもが地域の中で心豊かに育まれ、興味や探究心をもって自ら学びとろうとする環境づくりを推進します。

—令和7年度重点施策—

地域子育て支援拠点事業

学童保育（放課後児童クラブ）事業

放課後子ども教室事業

子どもの居場所づくり事業



放課後子ども教室（令和6年5月22日）

幼 児 教 育 の 充 実

幼児教育は、幼児が生活する全ての場において行われる教育を総称したものです。具体的には、認定こども園における教育及び地域社会における教育を総合した広がりを持った概念としてとらえられ、幼児が生活する全ての場において行われる教育といえます。子どもにとって幼児期は、保護者をはじめ多くの人に温かく見守られているという安心感と信頼感、自分を確立していく子ども同士のつながり、そして、さまざまな人と親しみ支え合って生活することを学ぶ時期です。

幼児教育を進めるにあたっては、保護者はもちろん、保育教諭など子育てに関わる専門職の人、そして地域の大人が、共に子どもを育てる一員として育ち合い成長していくことが求められます。幼児教育の場である認定こども園は、地域で子育てをしている家庭を支援するための幼児教育・子育て支援センター的機能を果たし、地域共同型教育の拠点としての役割が求められています。

本町では、幼児教育における人権教育（あらゆる人権）推進の視点からも、幼児が育つ中で人権尊重の精神を育み、遊びや体験を通して、友達を大切にする心や、自ら考え判断し行動できる力の基礎を作る取組を推進します。幼児教育では3歳児の時期から幼児が発達していく過程を見通し、それぞれの時期にふさわしい教育の積み重ねが重要と捉え、3・4・5歳児を義務教育とし、3歳児から小学校、中学校の12年間は「義務教育12ヶ年事業」と位置付けます。特に5歳児は幼児期の段階から学校につながる教育内容を深めるとともに、学びに向かう力（集中力、挑戦力、持続力、好奇心、工夫力等）の育成や「生きる力」の基礎となる教育を推進します。また、幼児教育と学校教育の円滑な接続のため、認定こども園等と学校が就学までに育ってほしい姿を共有し、子どもの成長に応じた切れ目のない教育活動を推進するなど、質の高い幼児教育に取り組みます。

また、幼児期の教育は、生活習慣をはじめ保護者の意識に依存するところが大きいので、保護者の教育力の向上を同時に進める必要があります。保護者・地域の教育力を高めるため、就学前の子ども達の交流機会を拡大し、保護者や地域の人たちが共に学び交流する場を充実させるとともに、地域の人材活用（支援ボランティア等）促進も併せて推進します。

1 認定こども園を支援します

幼保一元化された認定こども園が円滑に機能し、また、低年齢児保育や課題を持っていて支援が必要とされる幼児の特別支援保育の実施など、保護者の幼児教育に関するニーズにきめ細かく対応できるよう支援します。

－令和7年度重点施策－

認定こども園特定教育・保育事業

延長保育事業

一時預かり事業

認定こども園運営費補助事業

認定こども園処遇改善事業



いなみこども園運動会（令和6年9月28日）

2 義務教育12ヶ年事業を推進します

3歳児以降の幼児教育を義務教育とし、学校・家庭・地域が一体となって、連続性・系統性のある教育を進めます。特に5歳児は幼児教育から学校教育へ円滑に移行できるよう、認定こども園と小中学校における子どもの交流活動の実施、職員相互による現場研修や研究授業及び研究協議への参加、情報の共有など、幼児期の教育課程から学童期の教育課程へのつながりを具体化し、幼児教育と学校教育との接続の一層の強化を図ります。質の高い幼児教育が小学校以降の主体的な学びにつながることから、認定こども園保育教諭の専門性の向上を推進します。

また、いなみこども園において、遊びを通して英語に親しみ、英語でのコミュニケーション力の習得を図るため外国人講師及びALT（外国語指導助手）を派遣し、幼児期に英語に触れる機会を取り入れます。

－令和7年度重点施策－

3歳児以降義務教育化事業

認定こども園職員・小中学校教職員研修事業

アプローチカリキュラム作成事業

教育・保育の質の向上のための研修事業

外国人講師・ALT派遣事業



園小中連携事業に係る講演会（令和6年11月22日）

学 校 教 育 の 充 実

教育基本法第五条「義務教育」の第2項には、「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。」と謳われています。また、同法第六条「学校教育」の第2項には、「教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。」と謳われています。

現行の学校学習指導要領において、以前から大切にされていた「生きる力」を育むという理念は受け継がれています。これまでの学校教育の実践や蓄積の重要性を再認識するとともに、子ども達が未来社会を切り拓くための資質・能力を確実に育成していかなければなりません。日々の教育活動全体を通して、「基礎・基本を確実に身につけ、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること」「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を培うこと」「たくましく生きるための健康や体力を育むこと」などの「生きる力」を培っていくことが求められています。子ども達に求められる資質・能力を社会と共有するため、地域と共にある学校づくりを推進し、学校・家庭・地域の一層の連携協力により、その実現を目指します。

今日、『教育は人なり』の原点に立ち返って、それぞれの学校が組織体としての機能を十分に発揮しながら、一人ひとりの教職員が持ち味を出して、より質の高い教育実践を積み重ねて学校力を高めます。

1 一人ひとりの学びを大切に、確かな学力の向上を目指します

(1) 学習支援員を配置します。

学習規律の確立と学習意欲の向上を目指し、必要に応じて「学習支援員」を配置し、基礎学力の向上を図ります。また、通常学級や特別支援学級において、生活面、健康面や学習面での支援が必要な児童生徒に対し TT 指導や個別指導等きめ細やかな支援、指導を行い、すべての子どもが安心できる学校運営を進めます。

—令和 7 年度重点施策—

学習支援員配置事業

(2) 学力調査を生かした実践を進めます。

全国学力・学習状況調査、標準学力調査、県学習到達度調査結果を分析することにより、児童生徒の学力状況を客観的に把握し、課題の共有と指導方法の工夫改善に組織的に取り組みます。放課後や長期休業等を利用した補充学習により、確実な学力定着を図ります。さらに、全国学力・学習状況調査結果を公表し、地域等の協力を得て、学力の向上と地域と共にある特色ある学校づくりを推進します。

—令和 7 年度重点施策—

標準学力調査実施事業

児童生徒知能検査実施事業

(3) 研修の機会を確保し、研究内容の共有を図ります。

町教育研究会の充実を図ると共に、町教育委員会指定研究発表会を実施し、同じ校種及び校区の学校が参加できる体制をとることにより、研修の機会の確保・研究内容の共有化を進めます。学校の研究テーマを明確にするとともに、『主体的、対話的で深い学び』と『ICT 教育』の視点による研究を進め、教員の「授業力」と児童生徒の「主体的な学び」と「わかる喜び」を高めていきます。

—令和 7 年度重点施策—

特色ある学校づくり実践研究事業（稲原小、清流中）

町教育研究会補助事業

(4) 教員の実践的指導力の向上を目指します。

すべての学校において「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を活性化し、研究授業・公開授業などの校内研修を充実させることにより、教員の実践的指導力の向上を図ります。また、町内において研究授業・公開授業の情報を共有し、優れた実践の交流に努めます。

(5)外国語教育を推進します。

平成18年度から町内全小学校で導入し、県下でも先進的な取り組みをしている小学校外国語活動・外国語科について、学習指導要領の趣旨を踏まえて推進していきます。また、ALT（外国語指導助手）に関しては、2名配置することにより、認定こども園、各小中学校、学童における英語教育の充実を図ります。

また、中学校3年生を対象に英語検定受検料を助成することで、子どもたちの英語に対する意欲と英語力の向上を図ります。

—令和7年度重点施策—

印南町国際人育成プロジェクト事業

ALT（外国語指導助手）2名配置

英語検定助成事業

(6)義務教育12ヶ年事業を推進します。（園小中連携の推進）

幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえた教育活動を推進し、幼児期の教育と小中学校教育との円滑な接続を図ります。園児と児童生徒との交流機会を積極的に設けるとともに、教職員（園及び学校教職員）の連携・研修活動を進め、園小中の教育活動（課程）による学びの連続性について研究を深め、具体化を進めます。

—令和7年度重点施策—

義務教育12ヶ年事業（園小中連携）

スクールバス活用連携事業

スタートカリキュラム作成事業

(7)ICT教育を推進します。

各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するための必要な環境を整え、これらを適切に活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実を図ります。

—令和7年度重点施策—

指導者用デジタル教科書活用事業

(8)学校図書室の充実と積極的な活用を推進します。

児童生徒の読書活動を推進するため、学校図書館司書を配置し学校図書室の充実と各教科等の教育課程に位置づけた活用を進めます。また、図書ネットワークシステムを活かした児童生徒や保護者等への情報提供を行い、読書意欲の高揚を目指します。

—令和7年度重点施策—

学校図書館司書配置事業

学校図書システム更新事業

2 豊かな心を育み一人ひとりが大切にされる教育を目指します

(1) 学級集団づくりを支援します。

すべての児童生徒が自己肯定感を高め、活躍し、互いに認め合えるより良い人間関係や集団づくりの構築を目指します。自己認識調査「hyper-Q U」等を実施し、分析・改善の組織的な取組を活発にします。

—令和7年度重点施策—

自己認識調査「hyper-Q U」実施事業

(2) 体験学習を推進します。

人、社会、自然、歴史、伝統文化等と関わる直接的な体験を通して、豊かな人間性や社会性を育み、心身ともに調和のとれた児童生徒の健全な成長を図ります。大学との連携や家庭、地域社会と連携した職場体験学習（キャリア体験学習）、地域の文化学習等の各種体験活動を推進します。

—令和7年度重点施策—

キャリア体験学習実施事業

紀の国緑育推進事業

(印南小・稲原小・切目小・清流小・

印南中・切目中・清流中)

校外活動等バス運行事業

地域文化学習事業

校外活動補助事業

大学連携事業

真妻社会教育施設活用事業



紀の国緑育推進事業（稲原小・令和7年1月24日）

(3) 人権教育を充実します。

教科指導、生徒指導、学級経営など、学校の教育活動全体を通じて人権が尊重される環境づくりを推進します。命の大切さを学ぶことや、自分や他の人の人権を大切にすること意識や意欲を育てることを目指し、家庭と連携して取り組みます。

—令和7年度重点施策—

保護者学級開設事業

(4) いじめ・体罰を許さない学校をつくります。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであるという認識のもと、印南町いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針等に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決に向けて、学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組を進めます。そのために hyper-QU や学期に一度のいじめアンケートを実施します。また、職員が一丸となり体罰を許さない学校づくりを進めます。

—令和7年度重点施策—

いじめアンケート実施事業

自己認識調査「hyper-Q U」実施事業

(5) 不登校の未然防止

不登校は、どの子どもにも起こり得る現象であるという認識のもと、児童生徒が存在感を実感できる魅力ある学校づくりを推進します。そのために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校児童生徒支援員の配置を行い教育相談の充実を図ります。また、家庭・地域・関係機関等と連携して適切にアセスメントを行い、組織的な対応による支援の充実を図ります。

3 体力の向上と食育の推進を目指します

(1) 体力向上を推進します。

体力・運動能力調査結果を踏まえて体力向上プランを作成し、保健体育科の授業等により、運動習慣の促進と運動機会を確保し体力づくりの改善に取り組みます。児童生徒が生涯にわたって健康で安全な生活を築くスポーツライフ基礎を培います。

—令和7年度重点施策—

全国体力・運動能力調査事業

小学校連合運動会補助事業

中学校体育大会派遣補助事業

(2) 中学校運動部活動の充実・発展を目指します。

学校教育の一環としての運動部活動の意義を踏まえ、運動部活動を支える環境の整備を行い、印南町運動部活動の方針に基づき休養日や練習時間の設定など中学生期の発達段階に応じた望ましい指導を行います。また、部活動の地域移行について、検討協議会を立ち上げ、具体的な検討を開始します。

—令和7年度重点施策—

部活動補助事業

スクールバス活用連携事業

運動部活動推進事業

学校部活動地域移行検討事業

(3) 食に関する指導を充実します。

すべての小中学校において、食に関する指導の全体計画に基づき、栄養教諭・栄養職員が中心となり学校給食を生きた教材として「食」に関する指導の充実を図ります。地域の自然や環境、郷土食や和食への理解を深めます。

(4) 地産地消を活かした自校調理による学校給食を充実します。

自校調理の特色を活かし、学校給食に地産地消による質の高い食材を取り入れ、郷土食等や和食を推進し、地域の生産者や生産過程について理解を深めるとともに、食への感謝と大切に作る気持ちを育みます。また、作り手の顔が見える安心で温かい給食実施のため、調理員の研修や処遇改善による優秀な人材確保に努めます。

また、子育て世代の経済的負担軽減の観点から、給食費の無償化を実施します。

—令和7年度重点施策—

学校給食費無償化事業



豆ごはん、甚太郎煮、梅肉和え、牛乳

4 特別支援教育の充実を目指します

(1) 一貫した教育的支援体制を整備します。

特別な支援を要する児童生徒に対して、教育支援委員会を中心とした各種専門機関が連携することにより、家庭教育・幼児教育・学校教育を通じて一貫した支援の充実を図ります。

—令和7年度重点施策—

特別支援教育就学奨励費援助事業

就学時健康診断実施事業

就学指導推進事業（教育支援委員会）

印南町通級指導教室設置事業

(2) 通常学級に在籍する児童生徒への支援を充実します。

すべての教職員が特別支援教育に関する理解を深め、わかりやすい授業づくりの実践を行います。また、通級指導教室「印南まなびの教室」を設置し、支援の充実を図ります。

—令和7年度重点施策—

印南町通級指導教室設置事業

5 安全安心な学校づくりと教育環境の整備・充実に努めます

(1) 防災教育を充実します。

児童生徒が「生き抜く力」を身に付けるため、地震・津波等に関する知識を習得させる防災授業とともに、緊急地震速報受信システムやライフジャケットを活用したより実践的な避難訓練や防災学習等の防災教育の充実を図ります。家庭や地域と連携し、地域の実情に応じた取組を進めます。

ー令和7年度重点施策ー

防災「いなみっ子」未来プロジェクト事業

学校緊急メール連絡システム活用事業

緊急地震速報受信システム活用事業

学校防災アドバイザー派遣事業



防災キャンプ

(印南中・令和6年10月23日～24日)

(2) 学習環境等の整備・充実に努めます。

児童生徒が安心・安全で、より良い環境の中で、意欲的に学習に取り組むことができるよう学習環境の整備及び充実に努めます。そのために、中学校の統合を進めます。また、持続可能な社会を構築する生きた教材としてのエコスクール化や、ユニバーサルデザイン、バリアフリーの観点から施設設備を充実します。

ー令和7年度重点施策ー

電気使用量デマンド監視事業

中学校統合事業

(3) 屋外施設の充実に努めます。

芝生化されている屋外運動場の維持管理の支援や屋外施設の充実に努めます。

ー令和7年度重点施策ー

切目小学校芝生運動場管理協議会助成事業

(4) 学校評価・教育委員会評価を充実します。

学校運営協議会による学校評価や教職員による自己評価を実施し、課題に対する対応及び改善が図られるよう支援し、より充実した学校運営に努めます。また、教育委員会評価を実施し、事業の点検・改善の取組を進めます。

ー令和7年度重点施策ー

教育委員会評価事業

学校運営協議会事業

6 家庭や地域社会と連携した学校づくりを目指します

(1) 郷土に対する愛情を育みます。

家庭や学校、地域社会で、いきいきと意欲的に活動する中で、伝統と文化を大切に思う心を育み、生まれ育った郷土に対する愛情を高めます。

(2) 地域に根ざした教育を推進します。

地域の産業や自然・歴史・文化などについての学習を通して、地域や世代間の交流を深めるとともに、住民やシルバーボランティア、事業所などと連携を図り、自然体験、スポーツ体験、職場体験等の活動を推進します。

(3) 地域と学校のつながりを深めます。

児童生徒を豊かに育み、人と人とのつながりを構築することを目的に、地域学習や共育ミニ集会、積極的な地域活動の参加等により、共に学び、共に育つ場を協働した取組を推進します。開かれた学校から更に一步踏み出して地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域と学校等と共有し、地域と一体となって子供たちを育て、「地域と共にある学校」へと転換していくことを目指し、取り組みを推進します。

—令和7年度重点施策—

地域共育コミュニティ推進事業

きりめっ子地域連携事業

共育ミニ集会開催事業

学校支援ボランティア活動事業

学校運営協議会事業



きりめっ子地域連携事業
(切目小中・令和6年6月1日)

(4) ボランティア活動を推進します。～思いやりを行動に～

ボランティア活動等への主体的な参加を通して、児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成を図り、生涯にわたり実践的に社会と関わっていく態度を育てます。また、町社会福祉協議会や各種団体と連携し、ボランティア活動の機会を充実させます。

—令和7年度重点施策—

ボランティア活動推進事業

社 会 教 育 の 充 実

教育基本法第三条に生涯学習の理念があるように、生涯学習は、一人一人がその生涯にわたって、生きがいのある充実した人生を送るため、あらゆる機会に、あらゆる場所で、自分に適した手段や方法で生涯を通じて行う学習活動で、その成果を適切に活かすことのできる地域づくりです。近年は、少子高齢化、情報化社会の進展等、急激な社会の変化と共にライフスタイルや価値観の多様化によって、地域社会や人間関係の希薄化が進み地域の教育力の低下が云われています。また核家族化等により家庭教育力の低下も指摘されています。このような社会的要因が、生活だけでなく心にも影響を及ぼす中、人と人とのつながりや連帯感、支え合い意識の維持向上のため、コミュニティづくりが求められています。

このような背景の中、「社会教育の充実」「文化意識の高揚と伝統の継承」「人権の尊重」「読書のまちづくりの推進」「生涯学習施設の整備」「スポーツ・レクリエーション活動の振興」を目標に定め、社会環境の変化に柔軟に対応しつつ取組を進めます。生涯学習の活動拠点となる公民館では積極的な活動を展開していくとともに、各種団体の活動を積極的に支援していきます。

文化に触れ合う機会の創出と情報発信の充実を図り、より多くの人に関心を持てるよう、学校教育や社会教育の場などを通じて、交流機会の創出に努めていきます。



第36回スポーツ賞表彰式（令和7年3月25日）

1 社会教育を充実します

(1)青少年の健全育成をはかります。

少子高齢化社会が進み、子ども同士の間関係の希薄化が懸念される中、家庭教育の重要性を再認識し、家庭、地域、学校、関係機関と連携して、見守りや諸事業等、子どもの社会性を築くため育成活動の充実を図る必要があります。次代を担う子ども達を育むため、地域ぐるみで課題を検討し、体験活動等を通して豊かな心を育む活動につなげていきます。また、高校生は地域社会と疎遠になりがちになるため、生涯学習や生涯スポーツ、ボランティア活動、地域のイベント等への参加を促進し、地域との関わりを進めます。

—令和7年度重点施策—

子どもセーフティガード事業

教育相談事業

青少年健全育成町民会議事業

七夕コンサート事業

(2)生涯学習機会の拡充と情報の充実をはかります。

男性の育児参加や高齢者単身者等の暮らし方、時代の変化や地域課題に応じた講演や講座等の開催を検討し、学習意欲の高揚に努めます。また、関係機関などとの連携によって多様な生涯学習情報の提供を図り、生涯学習への参加機会の拡充に努めます。

—令和7年度重点施策—

印南町二十歳の成人式事業

二十歳の集い事業



二十歳の成人式（二十歳の集い）事業（令和7年1月12日）

(3)学習グループの育成と学習指導者の養成をします。

自主的な学習活動を支援するとともに、学習グループ等における活動の成果が、まちづくりや人材育成に生かされる機会や各種発表の場づくりに努めます。また、教育、生涯学習分野だけでなく他分野のキャリア等を生かして多様な人材が幅広く活躍できるよう各種団体との連携強化などを検討します。

2 文化意識の高揚と伝統の継承をはかります

(1)文化意識の高揚と情報発信をはかります。

指定文化財、地域の歴史・文化資源及び伝統文化などを広く周知するため、町HPなどを活用して情報発信するとともに、文化サークル活動や歴史文化等の自主的文化活動を支援します。また指定文化財のパンプレットの更新を行うとともに、町内の天然記念物となっている樹木の健康診断を行い、指定文化財の適正な保存・充実に努めます。

—令和7年度重点施策—

文化財保護審議会研修事業

町指定文化財の適正な保存・充実

地域文化活動活性化事業（ロビー展の充実）

有形民俗文化財の収集・保管・展示



国指定文化財切目王子跡（本殿）

(2)伝統文化の継承と保存をはかります。

児童生徒が印南町の歴史文化研究会や公民館活動に参加する機会を拡充し、各学校における地域の歴史及び文化の学習の充実などにより、伝統文化の継承と保存に努めます。また、はじめとする先人達の活躍に学ぶことにより、本町の住民であることに誇りが持てるように、歴史文化活動の支援をします。

—令和7年度重点施策—

印南町歴史文化研究会支援事業

印南町文化サークル支援事業



印南を元気にしよら・盆踊り！
（令和6年8月10日）

3 人権の尊重に努めます

(1)人権意識の高揚と啓発をはかります。

国際化、女性及び障害者等の社会参加等が進展し、人権を取り巻く状況は多様化してきています。このことから、住民をはじめ町内企業などにおいても人権を正しく捉え、人権意識を高められるよう関係機関などと共に連携を図りながら啓発活動や人権に関する情報提供を促進します。

(2)人権学習を推進します。

人権に関する認識を深め正しい知識が習得されるよう、学校教育や生涯学習などにおいて関係機関と協力し、人権教育を進めます。町内企業においても就業機会の均等化などに取り組むよう、人権学習会などへの参加を促進します。

—令和7年度重点施策—

人権啓発講演会事業

人権教育総合推進事業

(町内全小学校)



人権福祉講演会（令和7年3月6日）

(3)児童虐待等防止策を充実します。

全国的に児童虐待（育児放棄等も含む）など子どもの人権に関わる問題が深刻化している中、子どもや保護者等が気軽に相談できる体制づくりや各種機関との連携を進めます。

4 読書のまちづくりを推進します

(1)本に親しむ環境を充実させ読書活動の啓発を進めます。

「本との出会いは大きな力となる」として、乳児期から読書等に親しむ習慣が養われるようブックスタート事業を進めるとともに、おはなし会、読み聞かせなどを開催し、子どものころから自主的に本に親しむ機会と環境づくりに、読書活動の啓発を進めます。また、学校図書館司書との連携により、図書システムの積極的な活用、蔵書状況や貸出し状況の広報、公民館図書室及び学校図書室の蔵書の充実と県立図書館との連携強化を進めるとともに、子育てサークル等での図書の貸し出しについて検討します。

—令和7年度重点施策—

ブックスタート活動事業

読書のまちづくり事業

おはなし会事業

公民館図書室事業



春のおはなし会（令和6年4月28日）

5 生涯学習施設の整備を進めます

(1)生涯学習施設の整備と公民館活動の充実を推進します。

公民館は、本町の生涯学習活動の拠点機能が発揮されるよう既存公共施設の有効活用等について検討します。公共施設予約システムの普及に努め、利用者の利便性の向上を目指します。また、公民館および分館は、地域コミュニティを形成する生涯学習や地域づくり活動拠点と位置づけ、主催事業の充実とともに、地域の特性に応じた自主活動が展開されるよう支援体制の充実に努めます。また、ロビーを活用した時節に応じた図書、資料の展示により、学習機会を提供します。

—令和7年度重点施策—

公民館本館・分館活動事業

公民館管理業務事業

公共施設予約システム運用事業

6 スポーツ・レクリエーション活動を振興します

(1)社会体育施設を整備します。

社会体育施設については、老朽化が進んでいる施設があるため、計画的な整備改修を推進するとともに、公共施設予約システムを活用することで、効率的な施設利用を目指します。また、空調設備を活用し、スポーツ・レクリエーション活動の振興や大学生の合宿誘致による交流機会を創り、競技人口の増加とスポーツ振興を積極的に進めます。

—令和7年度重点施策—

印南町体育センター管理事業

印南町民プール〔遊水館〕管理業務事業

(2)スポーツ・レクリエーション活動を促進します。

印南町体育協会や印南町スポーツ少年団に所属する各クラブ等の競技力の向上や参加者の拡大をはかり、組織の充実に努めます。また、身体と精神両面で調和がとれるよう体力向上や健康の維持増進、啓発をはかるとともに、世代間交流の促進などを目的としたニュースポーツも推進します。また、指導者の育成や派遣に努めます。

—令和7年度重点施策—

スポーツ全国大会等出場選手壮行会及びスポーツ賞等表彰事業

印南町体育協会事業

印南町スポーツ少年団活動事業

いなみまめダムマラソン大会事業

市町村対抗ジュニア駅伝競走大会参加事業



市町村対抗ジュニア駅伝競走大会（令和7年2月9日）

◇令和7年度 印南町教育委員会（4月1日現在）

教育長	平尾 潔司
教育委員（職務代理）	山下 秀幸
教育委員	脇野かほり
教育委員	小山 亨
教育委員	塩路 真也

◇令和7年度 教育委員会事務局〔教育課〕職員

課 長	内田 猛
主 幹	野村 昌史
課長補佐（総務担当）	松本 正明
指導主事（学校教育担当）	笹野 寛
係 長（生涯学習担当）	前山 良春
係 長（幼児対策担当）	久保田悠紀
主 任（幼児対策担当）	森 美穂
主 事（生涯学習担当）	脇本 琉星
A L T（JET プログラム）	アイリーン・ツァイ

印南町民憲章

豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統を誇る
印南町に住む私たちは、ひとりひとりの
幸せと、伸びゆく町をつくるため、ここ
に憲章を定めます。

- 一、自然を愛し、美しい町をつくりま
- 一、文化を高め、潤いある町をつくりま
- 一、心身を鍛え、健やかな町をつくりま
- 一、友情を深め、住みよい町をつくりま
- 一、仕事に励み、活力ある町をつくりま

町の木 杉

町の花 千両

昭和六十二年十一月制定

